

令和7年度（2025年度）
第1回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：2025年5月20日（水）午後3時開会
場 所：かでの2・7 520会議室

1. 開 会

○事務局（高橋環境政策課長） お待たせいたしました。

定刻を過ぎておりますが、ただいまから令和7年度（2025年度）第1回北海道環境審議会を開会いたします。

本日は、ご多忙の中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めます環境政策課の高橋でございます。この4月から環境政策課長を務めております。どうぞよろしく願いいたします。

出席の委員の総数等については、後ほど確認させていただきます。

2. 挨拶

○事務局（高橋環境政策課長） 開会に当たりまして、環境保全局長の阿部から挨拶を申し上げます。

○阿部環境保全局長 本年度初めての審議会となりますので、一言、私からご挨拶申し上げます。

吉中会長をはじめ、委員の皆様には、ご多忙中にもかかわらずご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

そして、オンラインからもご参加をいただき、本当にありがとうございます。

また、日頃より道の環境行政の推進におきまして、特段のご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、国では、本年2月に地球温暖化対策計画を改定し、2050年温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指しまして、2035年度、2040年度、それぞれの削減目標を新たに設定したところであり、引き続き国において脱炭素化に向けました取組が進められていくものと思われま。

こうした中、道においては、国の計画改定で示されました対策、施策などを踏まえまして、令和4年3月に策定をいたしましたゼロカーボン北海道推進計画の見直しについて検討を行うため、本審議会での議論をお願いすべく、本日、計画見直しに関する諮問をさせていただくこととしております。

このほか、本日は、北海道廃棄物処理計画の策定のご報告や今年度の北海道環境基本計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価の方針についてご審議をいただくこととしております。

本日は、限られた時間ではございますが、それぞれのご専門のお立場からご意見やご助言をいただき、今後の道の施策に反映してまいりたいと考えておりますので、どうか活発な議論を心からお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

◎事務局連絡事項

○事務局（高橋環境政策課長） 続いて、本年4月1日の人事異動に伴いまして、道庁幹部職員に異動がございました。北海道環境審議会関係北海道幹部職員名簿をお配りしておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

それでは、お手元にお配りしております資料の確認をしていきます。

資料は、次第が頭にございまして、委員の皆様の出欠表が次に来ております。配席表、今、お話をさせていただきました道の関係の幹部職員名簿、北海道環境審議会条例、北海道環境審議会条例施行規則、続きまして、ご審議いただきます資料といたしまして、資料ナンバーを振っております資料1-1から資料1-4、資料2-1から資料2-3、加えまして、資料2-3-1と資料2-3-2がございます。続きまして、資料3-1から資料3-3及び資料3-1の参考資料をつけさせていただいております。資料4のシリーズでございますが、資料4-1から資料4-2、資料4-2の別表及び資料4-2の参考資料で横長の表をつけさせていただいております。

資料の配布漏れ等がございましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。

なお、別刷りといたしまして、環境基本計画の冊子版も参考までに机の上に置いております。この冊子につきましては、部数に限りがございますので、審議会終了時には机の上に置いておいていただければと思います。

また、参考といたしまして、審議会開催の年間スケジュールを配布してございます。部会は含まれておりませんが、今のところ5回まで予定しておりますので、案ということで横長の表を配布させていただいております。

また、事務連絡でございますけれども、本日はオンラインでのご出席の委員の方が4名いらっしゃいます。私どもの不手際でご迷惑をおかけしましたが、オンラインで出席の委員におかれましては、ご発言の際には手を挙げるボタンを押していただくか、発言の申出をしていただき、会長の許可を得た後にご発言をいただきますよう、よろしくお願いいたします。その際は、マイクとビデオをオンにさせていただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の出席の委員でございますが、この会場に6名の委員の皆様方、オンラインで今のところ3名の出席をいただいております。

都合9名ということで、委員総数16名の過半数を超えておりますので、本審議会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、以降の進行は、吉中会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議 事

○吉中会長 皆さん、こんにちは。

吉中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、時間も少し経過しておりますので、早速、議事を進めていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

なお、オンラインでご出席いただいている方は、私のところからお名前が見えにくいものですから、ご発言されるときにお声を上げていただけると大変ありがたいです。あとは、事務局のほうで教えてください。よろしくお願いいたします。

本日の議事次第は四つ書かれてあります。

一つ目がゼロカーボン北海道推進計画の見直しについてということで、知事から諮問を受けることになっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（本田ゼロカーボン推進局長） それでは、諮問させていただきます。

北海道地球温暖化防止対策条例第8条第6項で準用する同条第3項の規定に基づき、ゼロカーボン北海道推進計画の見直しについて、諮問します。

〔諮問書の手交〕

○吉中会長 今、知事名で諮問をいただきました。その文書を今お手元にお配りいただいておりますので、そこに諮問の理由も書かれておりますので、ご覧いただければと思います。

それでは、この諮問いただいた件につきまして、事務局から理由等も含めご説明をお願いいたします。

○事務局（中島地球温暖化対策担当課長） ゼロカーボン戦略課の中島と申します。4月から担当することになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

ゼロカーボン北海道推進計画の見直しについて、諮問の趣旨、経過、進め方の順にご説明をさせていただきますと思います。

資料1-1をご覧ください。

諮問の趣旨についてでございますが、ゼロカーボン北海道推進計画は、地球温暖化対策推進法第21条及び北海道地球温暖化防止条例第8条の規定に基づき、道の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガスの削減目標や主要な排出抑制などの対策、施策などを明らかにしたものです。

また、国においては、令和7年2月、本年2月18日に地球温暖化対策計画を改定し、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することなどが示されたところです。

道といたしましては、国の計画改定で示された目標値やその考え方、目標達成に向けた対策、施策などを踏まえ、ゼロカーボン北海道の実現に向け、現行計画の見直しを行うに当たり、当審議会に意見を求めるものでございます。

2の経過等に移ります。

道では、令和2年、2020年3月に、国に先立ち、2050年までのゼロカーボン北海道の実現を表明し、令和3年3月に計画期間を2030年度までとする北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）を策定し、部門別の排出抑制対策などのほか、本道の特性や強みを生かした取組を重点的に推進することとし、温室効果ガス排出量の削減目標を201

3年度比で2030年度に35%削減という目標を定めました。

その後、国は、同年2020年5月に2050年ゼロカーボンニュートラルの実現を明記した地球温暖化対策推進法を改定し、同じく10月には、その実現に向け地球温暖化対策計画を改定し、2030年度に46%削減という目標を定めました。

道は、この改定を受け、令和4年3月に第3次計画を改定し、現行のゼロカーボン北海道推進計画を策定いたしました。

ゼロカーボン北海道推進計画の概要は、資料1-2となっておりますので、ご覧ください。

改定の内容といたしましては、資料1-2の左側の中段にございますが、2の本計画の位置づけと期間の中の二重線の囲みにありますとおり、計画期間は、前計画のまま2030年までとしています。

その下の段の3の削減目標の(2)でございますが、中間目標は、2030年度に2013年度比で48%削減と定めます。

資料の右の上に移っていただきまして、4の温室効果ガス排出抑制等の主な対策・施策の二つ目に重点的に進める取組と記載しているところですが、計画改定の際には、既存の取組の拡充や地域の脱炭素化、気候変動への適応などの取組を追加しております。

また、ここに記載はございませんが、本文中では、身近な補助指標なども改定に合わせて追加しております。

次に、資料1-3をご覧ください。

こちらは、国が本年2月、令和7年2月に地球温暖化対策計画を改定した概要となっております。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目に大きなグラフがございます。このグラフの真ん中ですが、国は、2030年度の目標を46%削減と変更はせず、次期削減目標を2035年度は60%、2040年度に73%削減とし、追加をしております。

なお、ここに記載はございませんが、計画期間は2040年度まで延長されております。

続きまして、2ページ目は、計画に位置づける主な対策や施策が示されております。

続きまして、3ページ目は、部門別の温室効果ガスの排出削減・吸収量の目標・目安についてまとめられております。

続きまして、4ページ目は、進捗管理（フォローアップ）の強化ということで、国がこのたび強化することについての資料となっております。

国の計画改定の概要資料は以上になります。

資料1-1にお戻りください。

令和7年2月の国の計画改定までが見直しに必要な経過となっております。

続きまして、3の見直しの進め方でございます。

国の計画改定では、先ほど資料1-3の1ページ目で見えていただきましたとおり、2050年実質ゼロの実現に向けた直線的な経路をたゆまず着実に進んでいく、そして、20

35年度と2040年度の削減目標を示すことで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組、GX投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進していく考えや、その目標の実現に向けた排出部門ごとの対策、施策として、GX、地方創生の加速、ペロブスカイト太陽電池などの導入支援などが計画に位置づけられました。

そこで、道といたしましては、国の計画改定で示された新たな目標設定や目標達成に向けた対策や施策など、道の計画と並行して検討される庁内の省エネ・新エネ促進行動計画や森林吸収源計画など、関連計画の見直しなども踏まえ、道計画における2035年度及び2040年度の削減目標の設定や目標達成に向けた方策などを検討していきたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールの予定についてです。

本日、当審議会に諮問し、今後の審議につきましては、地球温暖化対策部会に付託して、部会での調査審議を行っていただき、10月頃に素案を取りまとめ、その後、パブリックコメントを経て、来年2月には答申をいただきまして、3月中に計画の改定を行いたいと考えております。

最後に、資料1-4をご覧ください。

こちらは、参考として添付しておりますが、現在の計画の進捗状況について簡単にまとめたものでございます。

直近の数値が2022年度になりますが、2022年度の温室効果ガス実質排出量は、2013年度比で34.7%削減されており、道内の排出量は目標に向かって着実に減少しております。

また、右下のグラフは、全国と道との比較になりますが、本道は、積雪寒冷により暖房の灯油消費量が多いこと、自動車の依存度が高いことなどから、全国に比べると家庭部門と運輸部門の割合が高くなっております。加えて、道民1人当たりの排出量は、全国の1.2倍となっております。

2ページ目をご覧ください。

こちらは、先ほどご説明させていただいたことのまとめになりますが、当審議会でご議論、ご意見をいただきたい事項といたしまして、一つ目は、2035年度、2040年度の削減目標の設定について、二つ目は、目標の達成に向けた対策・施策などの計画への位置づけについて、この2点について主にご議論、ご意見をいただきたいと思っております。

その下、スケジュール（予定）でございます。

先ほども簡単に説明させていただいたところですが、こちらでは審議会の進め方の詳細などところをお示しさせていただいております。

本日、審議会に諮問、その後、地球温暖化対策部会に付託していただき、部会を素案策定までに3回程度開催、その間、親会が開催された場合は、その都度、中間報告等をさせ

ていただき、また、そこでご議論いただければと思っております。そして、素案を11月頃に決定し、その後、第4回定例道議会や委員会、パブコメを経まして、再度、部会等審議会でご議論をいただき、案を決定し、その後、第1回定例道議会や委員会を経て、計画を決定する予定でございます。

なお、審議会がここに指定しております日程以外でも開催される場合には、その都度、部会の状況等をご報告させていただく予定としております。

説明については以上です。

○吉中会長 それでは、今ご説明いただいたことにつきまして、ご質問、ご意見をいただければと思います。どこからでも結構です。よろしくお願いします。

○井上副会長 井上です。

最後の資料1-4の2ページ目の「②見直しの進め方」のところで、もう少し詳しく教えていただければと思います。

「＜意見をいただきたい事項＞」として、「①2035年度と2040年度の削減目標の設定について」というところ、括弧書きで、「改定予定の『省エネ・新エネ促進行動計画』、『森林吸収源対策推進計画』の目標設定との整合を図る」とございます。これは、この審議会でご議論していく中で、改定予定のこの二つの目標設定の情報がもたらされるのか、同時並行でどこかで審議をなさっていて、その情報をいただきながら審議をこちらでもやっていくという進め方になるという考え方でよろしいでしょうか。

○事務局（中島地球温暖化対策担当課長） こちらの二つの行動計画につきましては、同時並行で、今年度、改定を進めておまして、目標数値につきましては、この審議をいただく途中で、こちらにも情報をいただきまして進めていくこととしております。

○吉中会長 関連して1点、それぞれの目標設定はどういうプロセスで行われるのか、教えていただけますか。どういう審議会に諮問するのか、審議会にはかけないなど、いろいろあるのかなと思ったのです。

○事務局（中島地球温暖化対策担当課長） 省エネ・新エネ促進行動計画につきましても、森林吸収源対策推進計画につきましても、審議会にはかけないというふうに伺っております。

○事務局（本田ゼロカーボン推進局長） 省エネ・新エネ促進行動計画のこれまでの見直しにつきましては、外部の検討会等を開催して、意見を聞きながらまとめていくというふうに説明を受けております。

○吉中会長 そのほか、いかがでしょうか。

オンラインで出席されている方はいかがでしょうか。中身あるいは進め方等につきましても、もし何かご質問、ご意見があればと思います。

○佐藤（久）委員 せっかくですので、二つお聞きしたいのですが、資料1-4の1ページ目の下の左側、温室効果ガス実質排出量が毎年減っていているというのは全国の値のグラフですか、北海道のグラフでしょうか。

○事務局（中島地球温暖化対策担当課長） こちらにつきましては、北海道の目標値とその削減状況について記載しております。

○佐藤（久）委員 今日の段階でどこまで細かな話をお聞きしてもいいのかよく分からないのですが、例えば、今のグラフで結構着実に減っていると思うのですけれども、特にどの部門で効率よく減っているのかということ、今、簡単に教えていただいてもよろしいでしょうか。全体的に同じ比率でしょうか。

○事務局（中島地球温暖化対策担当課長） こちらは、2022年度までの状況で、毎年、年次報告もさせていただいているところではございますが、産業部門については着実に減ってきております。

○佐藤（久）委員 今の話に関連するかと思うのですが、資料1-4の右下に、北海道ならではの事情で全国の1.2倍というマイナス面もありますけれども、今後、改善するのも北海道のよさというか、北海道の特徴であると思います。例えば、圧倒的に広い面積もありますので、そういうことを利用するなど、メタンで熱をとということも含めて、何を減らすのか、どこの分野でどういう技術で減らしていくのかというめり張りがつくというのではないかと思います。

○吉中会長 今のご意見と関係して私の意見を述べさせていただきますと、先ほどお答えいただいた森林吸収源対策推進計画というものが非常に重要な推進方策の一つだと思います。北海道ならではの自然環境をうまく生かしたゼロカーボン化というものをぜひ検討していただければと思います。

そういう意味で、この森林吸収源対策推進計画の目標設定の審議状況を、随時、この審議会にお知らせいただければ大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○井上副会長 資料1-2の左下のグラフを拝見しております、先ほど佐藤（久）委員から質問があった資料1-4の左下のグラフと同じようなグラフですが、森林等吸収量もグラフ化されていまして、それによる削減がかなり寄与しているということがよく分かります。

気になったのは、このグラフの上に小さな字で、「さらに、再生可能エネルギーの道外への移出、ブルーカーボンの検討など本道の強みを活かした取組により」と書いてあります。これは、現時点では算定に入っていない、これから入れていくという認識でよろしいでしょうか。

○事務局（中島地球温暖化対策担当課長） 移出につきましては、道内での排出量に関することですので、移出した分についてはこのグラフの中には入ってこないのですけれども、ブルーカーボンについては検討していくということで国も進めておりますので、同様に進めたいと思います。

○井上副会長 そうすると、今後、ブルーカーボンがこの計算の中に入ってくると、その寄与がかなり効いてくるということですね。

○事務局（中島地球温暖化対策担当課長） はい。

○吉中会長 ほかにはよろしいでしょうか。

○吉中会長 先ほどご説明いただいたとおり、この後、地球温暖化対策部会でご審議をいただいて、先ほど年間スケジュール案をお示しいただいておりますけれども、この見直しについて、この審議会でも審議を続けていきたいと思っております。そういう意味で、まず部会に審議をお願いすることについてはよろしいでしょうか。

○吉中会長 それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、議事の二つ目、循環型社会推進部会の指定事項、北海道廃棄物処理計画（第6次）の策定についてということで、東條部会長からご報告をお願いいたします。

○東條委員 循環型社会推進部会部会長の東條です。

北海道廃棄物処理計画の策定につきまして、4回にわたり調査審議を進め、3月25日付けで別途のとおり答申いたしましたので、その内容をご報告いたします。

関係資料は、お手元の資料2-1と資料2-2となり、資料2-3-1と資料2-3-2は参考資料となります。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。

資料2-1をご覧ください。

初めに、Iの計画策定の経緯ですが、道では、これまで廃棄物処理法に基づいて、国の基本方針に即し、計画期間を5年とする廃棄物の減量や適正処理に関する本計画を策定しており、国が基本方針を改定したことも踏まえ、今回、第6次となる計画を策定しました。

次に、IIの経過ですが、計画の見直しに向けまして、北海道議会環境生活委員会に対し、2月に計画素案、4月に計画案が報告されております。

また、これまでの環境審議会、循環型社会推進部会の経過につきましては、資料2-2、答申の最終ページをご覧ください。

この最終ページに、北海道環境審議会における審議の経過とありますが、昨年6月14日の第1回部会において知事から諮問があり、10月25日の第2回部会では、施策の点検・評価の概要に関する審議、1月28日の第3回部会では、計画素案（案）やその指標・目標の考え方について審議、2月19日から3月18日に道民意見の募集、いわゆるパブリックコメントの実施を経て、3月25日の第4回部会で計画原案を適当と認める旨、答申したところです。

資料2-1に戻っていただき、IIIの計画（答申）の概要について説明いたします。

第1章の計画策定の趣旨等ですが、この計画の位置づけや策定の視点、期間について記載しているほか、第2章の廃棄物の現状と将来予測では、一般廃棄物、産業廃棄物の排出や処理に関して最新の実績値と計画の最終年度における排出量の予測を行っています。

また、第3章の目標及び施策展開の基本的な考え方では、1の適正処理に関する指標及び目標で、一般廃棄物、産業廃棄物、それぞれの目標を設定したほか、2ページ目の2の

施策展開の基本的な考え方では、廃棄物の処理に関する基本的な考え方などを記載しています。

そして、第4章の各主体の役割ですが、北海道らしい循環型社会の形成に向けた道民、事業者、市町村及び道における、それぞれが果たすべき役割について記載しています。

次に、第5章の一般廃棄物の処理に関する方針では、1から8までの取組に関する現状と課題を踏まえ、今後の取組の基本的な方向を示したほか、道の主な施策とともに、進捗状況を把握する指標と目標について記載しています。

また、第6章の産業廃棄物の処理に関する方針についても、業種別や種類別の今後の取組の基本的な方向を明らかにし、課題解決に取り組むこととしています。

続いて、3ページの第7章の重点的な取組が必要な廃棄物の処理に関する方針では、PCB廃棄物や使用済み自動車などの廃棄物の処理に関して、また、4ページの第8章の廃棄物の処理に関するその他の方針では、優良な産廃処理業者の育成などの道独自の取組に関する今後の取組の基本的な方向などを記載しています。

そして、第9章の計画の推進ですが、国や道の実態調査結果による指標の現状把握や庁内会議などで関連施策の実施状況の把握などを行い、令和11年度に計画を見直すことを記載しています。

以上、答申内容をご報告いたします。

なお、本計画につきましては、4月24日付けで答申案どおりに決定され、北海道のホームページで公表されております。

○吉中会長 今のご説明に対しまして、何かご質問がございましたらお願いいたします。

もしなければ、1点、私からご質問させていただいていいですか。

この計画を策定された後、進捗状況といいますか、推進の状況については、どんなふうに報告、あるいは、この審議会で議論されるのか、されないのかも含めて、どう進捗管理をされるのか、何か教えていただければと思いました。

○東條委員 私の理解では、各指標について点検と評価があると思いますので、一応、そこで確認はされるかと思えます。

もし私の回答に不足があれば、事務局からお願いします。

○事務局（上野課長補佐） 事務局から補足させていただきます。

今日お配りしました資料、計画の最後から1枚戻っていただいたところに進捗状況の公表ということで書かせていただいておりますけれども、毎年度、環境白書を作成しており、そこで公表するほか、一般廃棄物や産業廃棄物の処理状況については、別途、道のホームページでご報告させていただくというふうにしておりますので、そのようにして進捗管理をしていくということでございます。

○吉中会長 分かりました。

そのほか、よろしいでしょうか。

○吉中会長 それでは、この議事はここで終了させていただきたいと思えます。

東條部会長、どうもありがとうございました。

続きまして、議事の三つ目、北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項についてということで、温泉部会の関係と伺っております。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（佐藤食品衛生課長） 保健福祉部健康安全局食品衛生課の佐藤でございます。

当課では、温泉法所管温泉部会の事務局を担当しております。

議事（3）北海道環境審議会運営要綱に基づきます指定事項の改正についてのご説明をさせていただきます。

お手元の資料3-1、北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項の改正についてをご覧ください。

現在、温泉部会では、温泉法に基づく温泉の掘削等の許可処分が指定事項になっているところがございますが、今回、改正を提案する内容は、1の改正内容（案）に記載があるとおり、北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項について、温泉部会の付託事項としまして、地球温暖化対策の推進に関する法律、いわゆる温対法の内容を追加しようとするものであります。

同じく、2の地球温暖化対策の推進に関する法律における温泉法の特例の概要をご覧ください。

温対法では、事業者、ここで言います事業者とは、地熱発電の開発などの再生可能エネルギーを活用した施設の整備等を行おうとする事業者のことを指しますけれども、その事業者が策定する地域脱炭素化促進事業計画の認定を市町村に申請することができることとされておりまして、この事業計画の中に温対法に規定された各種法令に関する行為が含まれる場合、従前ですと、事業者が法令ごとに個別の法令審査部署に申請を行い、許可を得るという行為が必要でありましたが、この事業計画の認定申請を市町村に行うことで、ワンストップに申請を行うことができ、市町村において事業者計画が認定されますと、各法令の許可があったものとみなすという特例が措置されているところです。

温泉法の場合、第3条の温泉の掘削、第11条の温泉の増掘・動力装置の許可がこの対象となっておりますが、事業者から事業計画の認定申請を受けた市町村は、事業計画の中にこの温泉法第3条及び第11条に該当する行為が含まれる場合、都道府県知事の同意を求める必要があります。

都道府県知事の同意に当たっては、温泉法で規定される許可の基準に適合するかを判断いたしますが、温泉法に関する同意に当たっては、加えまして、自然環境保全法第51条第1項の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関、つまりは、北海道環境審議会の意見を聴取することが温対法第22条の2第11項で規定されています。

提案理由をまとめますと、今ご説明したとおり、北海道環境審議会の意見聴取が法律上必要なこと。また、地熱開発のための温泉掘削等に対し、申請または協議の根拠法令は異なることとなりますが、審査内容及び答申すべき内容は、温泉法に基づき許可を与える場

合と同じでありまして、審議には、温泉部会の委員、専門委員の専門的な知識、経験を要するということです。

そして、指定事項としない場合、市町村からの協議の都度、環境審議会に諮問をした後に温泉部会での審議を経て、環境審議会で答申を出すという流れになりますが、諮問から答申までの時間を要してしまい、事業者による事業開始に影響が及ぶ可能性があることから、今回、温対法におけるこの特例については、温泉部会の指定事項としてあらかじめ定めていただきたいと考えております。

参考資料としましては、資料3-1として関係法令、資料3-2、3-3として、改正後全文、新旧対照表をつけておりますので、適宜、ご参考ください。

説明は以上でございます。

○吉中会長 それでは、今ご説明いただきました温泉部会に係る指定事項の改正について、ご質問、ご意見をいただければと思います。

いかがでしょうか。

それでは、私から1点質問させてください。

内容はよく分かったのですが、実際、今こういう事例というのは上がってきているのでしょうか。これから予定されている件数がどのぐらいのあるのか、教えていただければと思います。

○事務局（佐藤食品衛生課長） 現在のところ、本件に関する申請相談等は寄せられていない状況でございます。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

○佐藤（久）委員 この趣旨というか、これから地熱発電が少し進むよという趣旨という理解でよろしいですか。

○事務局（佐藤食品衛生課長） こういった地熱発電開発に絡んでくるものが出てきた場合に、温泉部会の指定事項として事前に入れておくことで、迅速に手続きが進み、結果として、事業者の計画がスムーズに進むようにするということが目的の一つであります。

○佐藤（久）委員 分かりました。

風車の発電はバードストライクが起こるといような環境影響が発生すると思うのですが、新たに地熱発電、温泉の利用をすると、何か新たな環境影響が出てくる可能性というのはあるのでしょうか。または、地熱発電で温泉を利用するというのは、従来の人が入る温泉の利用と地熱発電の利用はほぼ同じなので、今回の変更をしても何か新たに大きな環境影響があるとは想定しにくいという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（佐藤食品衛生課長） 環境に影響がないように掘削をするということが基本になります。

ただし、地熱に関しましては、一般的な温泉と比べて、深度が深いという特徴もあります。

温泉部会での審議の中では、地熱開発のための温泉掘削で、今使われている周囲の温泉

に影響があるかどうか含めて検討しており、それは今までどおりでありますし、これからもそうなるということです。

○佐藤（久）委員 何かそういうものが既に入っているということですね。

○事務局（佐藤食品衛生課長） はい。

○佐藤（久）委員 分かりました。

○吉中会長 そのほか、いかがでしょうか。

○井上副会長 先ほどの会長からの質問とよく似ているのですけれども、これまでも地熱開発というのは北海道で行われてきたと思うのですが、そういった場合も、今まで部会で審議をしていたのではないかと思うのですが、そういう認識で間違いないでしょうか。

○事務局（佐藤食品衛生課長） 委員がおっしゃったとおりで、今までもこういう地熱発電のための温泉の掘削申請があった場合には温泉部会で審議しております。

○井上副会長 そうすると、今回のこの改正というのは、地球温暖化対策の推進に関する法律に関連する地熱開発の申請なども含めてやっていくという、あまり変わらないのではないかと思うのですが。

○事務局（佐藤食品衛生課長） やることは全く変わりません。申請の根拠として、今まで入り口が温泉法しかなかったものが、温対法が増えたので追加しますというもので、審議内容等は同じです。

○井上副会長 分かりました。

○吉中会長 間違っていたら教えていただきたいのですけれども、違ふとすれば、その申請者が事業者から市町村に変わるというような理解でよろしいのでしょうか。

○事務局（佐藤食品衛生課長） そのとおりになります。

○吉中会長 分かりました。

ほかによろしいでしょうか。

オンラインの方もよろしいでしょうか。

○吉中会長 それでは、ほかにご意見、ご質問はないようですので、今ご説明いただいたとおり、部会への指定事項に追加したいと思います。

続きまして、議事の四つ目、令和7年度（2025年度）北海道環境基本計画〔第3次計画〕に基づく施策の進捗状況の点検・評価について、まず、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（高橋環境政策課長） まず、お手元に資料4-1をご用意いただけますでしょうか。

本日は、令和7年度の環境基本計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価の実施方針の案につきまして、ご審議をいただくこととしております。

まず、点検・評価の進め方、流れについてご説明させていただきます。

お手元の資料4-1は、全体のフローになっております。

左上の四角囲みをご覧ください。

本日、この場で点検・評価の実施方針の案についてご審議をお願いしたいと思っております。

案につきましては、後ほど説明をいたしますが、資料４－２の横長の表を新旧対照としてお示しをさせていただいております。

資料４－１の二つ目の囲みに進みますが、本日ご審議いただきます結果を踏まえた実施方針に沿いまして、各施策の進捗状況の確認などの点検・評価を進めてまいります。

点検・評価の実施につきましては、分野別点検評価として５分野、施策別点検・評価として３２施策、指標・個別指標及び補足データの最新状況等を確認いたしまして、点検・評価を進めてまいります。

今、予定しているのが７月頃に開催予定のこの審議会と１０月頃、都合２回、中間報告という形で点検・評価の進捗状況についてご報告をさせていただきたいと考えております。

さらに下に進みまして四角囲みの三つ目でございますが、年明け１月から２月頃の審議会を目指して点検・評価の結果の案を私どものほうで取りまとめを行って審議会でお示しをし、ご審議、意見等々を伺い、点検・評価の成案として固めてまいりたいと思っております。

その後、結果公表等につきましては、道のホームページ等での公表に加えまして、私ども北海道でご用意をさせていただいておりますメールマガジンやSNSを活用して広く情報発信に努めてまいりたいと考えております。

加えまして、当然、そういった枠組み、仕組みになっておりますので、庁内の関係課にも審議会でのご意見を含めて情報を展開して、次の年度に向けて作業をまた進めていくといったことを考えております。

資料は変わりがまして、資料４－２でございますが、今年度の点検・評価の実施方針の昨年度との違いを分かるように対照表としてまとめております。

右の欄は、私どもで考えております今年度の点検・評価実施方針の案でございます。

基本的には、昨年度と同じ内容で点検・評価を進めてまいりたいと考えておりますが、前回、３月のこの席上で、審議会において点検・評価をいかにして道民あるいは事業者の方々に呼びかけていくか、より効果的な周知方法を検討すべきというご意見をいただきました。

私どもとしては、従前からホームページで公表しておりますけれども、そこに公表しているということだけですので、それを内部で検討いたしました。ホームページの公表に加えまして、情報発信という形で下線を引いておりますので、そのまま読みます。

点検・評価の結果については、環境白書・道のホームページで公表する、ここは従前やってきたことで、それに加えまして、メールマガジン・SNSや報道発表を活用し広く道民等へ周知を図るほか、庁内関係課への情報提供を行う、この一文を加えさせていただいて、今年度の点検・評価の実施方針とさせていただければと思っております。

昨年度の実施方針からの変更点は、先ほどもお話をさせていただきましたこの点のみで、

ほかにつきましては昨年度の方針と変更はございませんので、よろしくお願いいたします。

なお、資料4-2の別表につきましては、縦の表でございますが、第3次計画の分野及び道の施策体系を表としてまとめたものでございます。

加えまして、次の資料4-2の参考と右肩に打っております横長の表につきましては、前回、ご意見、質問をいただきました内容とその対応についてまとめたものでございます。ご参考としていただければと思います。

私からの説明は以上となります。

実施方針につきましてご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉中会長 今回は、中身というよりも、点検・評価の進め方についてご提案をいただきました。

ご意見、ご質問をお願いいたします。

○井上副会長 資料4-2の新旧対照の新しいほうで、アンダーラインの部分を追記されたというご説明をいただきました。メールマガジン、SNSや報道発表を活用するということですけれども、たしか、北海道では、広報誌を年に4回ほど出されていたと思いますが、そういうものの活用は検討されましたでしょうか。

○事務局（高橋環境政策課長） 様々なツールがございますので、検討の土台には上がっておりますけれども、ざっくばらんな話をさせていただきますと、年4回の広報誌に上げるというようなことは、少しハードルが高いのかなと思っております。

それ以外にも、今ご説明をさせていただきましたメールマガジンとSNSを合わせまして4,000人を超えるぐらいのユーザーというか、相手方があります。それが少ないのか、多いのかというのはいろいろな評価があるかと思っておりますけれども、そこからまた展開をしていただくということを考えると、まずは、そういったことから始めさせていただければと思っております。

○井上副会長 点検・評価ですから、道としてこの環境基本計画はどう進展しているかという内容になるかと思うのです。ですから、そのエッセンスあたりは、広報誌は全世界帯に配布だと思いますので、あってもいいのかなと思いました。

○事務局（高橋環境政策課長） 内部で引き続き検討させていただきたいと思っております。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

効率的、効果的な公表、あるいは、意見の聴取の方法等について、もしアイデアがありましたら、委員からいただければと思います。

○井上副会長 短い質問ですが、資料4-1の進め方の3段目、点検・評価結果（案）が1月ないし2月に定まって、その後、結果の公表となっておりますが、道としてこの環境基本計画がどう進展してということは道議会等でも報告をなさることになっているのですか、そこまではないですか。

○事務局（高橋環境政策課長） 北海道で環境白書を出しております。環境白書は、一般向けとしてのタイトルで白書という名前で公表しています。議会には道の環境施策の進捗

の報告がございますので、そういった場面で委員会に報告する機会があります。

○吉中会長 今の話に関連して、1点、私から申し上げますれば、環境白書を読む会というようなものがNGO、あるいは、EPO北海道などで企画されていることがあるかと思えます。そういう北海道庁以外のパートナーといいますか、団体ともぜひ協力していただいて、いろいろなチャンネルを使って意見をまとめていただけるといいのかなと思っておりました。

○事務局（高橋環境政策課長） 承知いたしました。

方法を含めて、また内部で少し考えてみたいと思います。

○吉中会長 そのほか、いかがでしょうか。

○吉中会長 この点検・評価は、昨年度もこの審議会で何度もご審議いただいております。そのときにいろいろと貴重なご意見をいただいておりますので、ぜひ事務局でもう一度読み返していただいて、活用できるものと考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（高橋環境政策課長） かしこまりました。

○吉中会長 それでは、おおよそ、今ご説明いただいたようなスケジュール感、また、大きな方針ですけれども、進めていただいて、随時、この審議会にお諮りいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、本日予定しておりました議事は終了したと思います。

何か委員の中からありましたらご発言をお願いいたします。

○吉中会長 それでは、以上で、本日の議事を終了させていただきたいと思います。

皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局に戻したいと思います。よろしくお願い致します。

4. 閉 会

○事務局（高橋環境政策課長） 吉中会長、どうもありがとうございました。

次回の審議会の開催についてのご案内をさせていただきます。

今回は、7月中下旬を予定しております。後日、改めて、事務局から委員の皆様には日程照会をさせていただきますので、ご協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願い致します。

また、本日の会議につきましては、冒頭、私どもの不手際がございまして、開始が少し遅れましたことを、この場をお借りして改めておわび申し上げます。

本日の審議会は、これにて終了でございます。

どうもありがとうございました。

以 上